

令和元年 第2回 理事会

参 考 资 料

春日井市土地開発公社

## 目次

1 平成30年度処分一覧表	1
2 春日井市土地開発公社情報公開規程 新旧対照表	2
3 春日井市土地開発公社個人情報保護規程 新旧対照表	6

1 平成30年度処分一覧表

用地名	地番	地籍	簿価額	処分額 (売却額)	処分先
勝川駅周辺関連整備用地	勝川町3丁目49番1	1,398.00	147,966,846	60,424,718	春日井市
	小計	1,398.00	147,966,846	60,424,718	—
出川地区公共用地	出川町1丁目2番1	1,737.00	233,034,571	91,889,367	春日井市
	小計	1,737.00	233,034,571	91,889,367	—
市道用地	上条町9丁目216番	115.00	10,021,256	8,104,877	春日井市
	上条町9丁目217番	158.00	15,651,972	12,757,983	春日井市
	上条町9丁目220番	342.14	29,814,541	24,113,067	春日井市
	上条町9丁目222番	330.00	28,756,646	23,257,473	春日井市
	小計	945.14	84,244,415	68,233,400	—
松河戸調整池整備用地	松河戸町1丁目1番12A	3,900.00	585,516,828	510,579,999	春日井市
	松河戸町1丁目1番12B	2,099.81	310,851,155	274,106,790	春日井市
	小計	5,999.81	896,367,983	784,686,789	—
その他	勝川町2丁目14番1	1,522.00	191,215,107	175,483,766	春日井市
	八田町1丁目3番16	77.00	21,097,860	19,972,015	春日井市
	柏原町5丁目315番	403.00	152,328,420	140,296,095	春日井市
	神屋町字大酉215番2	36.00	1,560,049	1,099,779	春日井市
	神屋町字大酉215番13	171.00	7,410,233	5,223,954	春日井市
	下原町字村東2066番3	144.00	12,948,055	10,907,267	春日井市
	下原町字村東2067番2	534.33	48,045,374	40,472,775	春日井市
	下原町字村東2069番6	33.68	3,028,403	2,551,089	春日井市
	下原町字村東2069番15	0.58	52,150	43,932	春日井市
	小計	2,921.59	437,685,651	396,050,672	—
地積更正・地役権		▲ 952.57	40,864,906	40,864,906	—
合計		12,048.97	1,840,164,372	1,442,149,852	—

## 2 着日井市土地開発公社情報公開規程新旧対照表

	現行	改正案
(文書の開示)	(文書の開示)	(文書の開示)
第7条 略	第7条 略	第7条 略
(1) 略	(1) 略	(1) 略
(2) 個人に開する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができますが、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 個人に開する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができますが、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 個人に開する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができますが、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア～ウ 略 (3)～(7) 略	ア～ウ 略 (3)～(7) 略	ア～ウ 略 (3)～(7) 略
(費用負担)	(費用負担)	(開示手数料等)
第16条 第14条の規定に基づき、文書の写しの交付（電磁的記録についてはこれに準ずる方法として理事長が定める方法を含む。）を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。	第16条 第14条の規定に基づき、文書の写しの交付（電磁的記録についてはこれに準ずる方法として理事長が定める方法を含む。）を受けるものは、別表に定める額の開示手数料（以下「手数料」という。）を納付しなければならない。	2 文書の写しの送付を受けるものは、送付に要する費用を納付しなければならない。
3 前2項に定める手数料及び費用は、第10条第1項の書面を受領した時から第14条の規定による開示の実施の前までの理事長が指定する日までに納付しなければならない。	3 前2項に定める手数料及び費用は、第10条第1項の書面を受領した時から第14条の規定による開示の実施の前までの理事長が指定する日までに納付しなければならない。	3 前2項に定める手数料及び費用は、第10条第1項の書面を受領した時から第14条の規定による開示の実施の前までの理事長が指定する日までに納付しなければならない。
4 既に収取した手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。	4 既に収取した手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。	4 既に収取した手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

5 理事長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者その他特別の事情があると認める者に対しては、理事長が定める限度において手数料を減免することができる。

別表（第16条関係）

種別	開示の実施の方法	手数料の額
1 文書又は図画 (次項又は第3項に該当するものを除く。)	(1) 閲覧	100枚以内 100円 100枚超 100円に100枚を超える枚数1枚につき5円を加えた額
	(2) 複写機に一色刷り より複写したもの の交付	前号の手数料の額に、1枚につき10円を加えた額 前号の手数料の額に、1枚につき50円を加えた額
2 マイクロフィルム	(1) 用紙に印刷したも のの閲覧	100枚以内 100円 100枚超 100円に100枚を超える枚数1枚につき5円を加えた額
	(2) 用紙に印刷したも のの交付	前号の手数料の額に、1枚につき10円を加えた額
3 写真フィルム	(1) 用紙に印刷したも のの閲覧	100枚以内 100円 100枚超 100円に100枚を超える枚数1枚につき5円を加えた額
	(2) 用紙に印刷したも のの交付	前号の手数料の額に、1枚につき50円を加えた額
4 録音テープ又 は録音ディスク	(1) 専用機器により再 生したものとの聴取	1巻又は1枚につき100円
	(2) 録音テープに複写 したものとの交付	前号の手数料の額に、1巻につき160円を加えた額
5 ビデオテープ	(1) 専用機器により再 生するものとの交換	1巻又は1枚につき100円

6 電磁的記録 (第4項又は第5項に該当するものを除く。)	又はビデオディスク	生したものとの複写したものの交付	(2) ビデオテープに複写したものの交付	前号の手数料の額に、1巻につき250円を加えた額
		(1) 用紙に出力したものとの閲覧	100枚以内 100円 100枚超 100円に100枚を超える枚数 1枚につき5円を加えた額	
	(2) 専用機器により再生したものとの聴取又は視聴	(2) 専用機器により再生したものとの聴取又は視聴	1ファイルにつき100円	
		(3) 用紙に出力したものとの交付	一色刷り 第1号の手数料の額に、1枚につき10円を加えた額 多色刷り 第1号の手数料の額に、1枚につき50円を加えた額	
		(4) 光ディスク (日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直徑120ミリメートルの再生装置で再生することができるものに限る。)	第1号又は第2号の手数料の額に、1枚につき100円を加えた額 に複写したものとの交付	

#### 備考

1 この表第1項から第3項まで又は第6項の場合における手数料の額の算定の基礎となる開示に用いる用紙の枚数は、月の初日から末日までの間ににおいて当該開示申出者が全ての実施機関に対して行つた開示申出に係る同表第1項から第3項まで及び第6項の用紙の枚数を合算した枚数とする。

2 この表第1項から第3項まで又は第6項の場合において、開示に用いる用紙はA3版以下の大引きのものに限りこととし、用紙の両面に印刷

するときは、片面を1枚として手数料の額を算定する。

3 この表第4項又は第5項の場合において複写したものとして交付する録音テープ又はビデオテープは記録時間120分のものに、第6項の場合において複写したものとして交付する光ディスクは記録容量700メガバイト（日本産業規格JIS0606及びX6281に適合するものに限る。）又は4.7ギガバイト（日本産業規格X6241に適合するものに限る。）のものに限る。

### 3 春日井市土地開発公社個人情報保護規程新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人にに関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができますができないこととなるものを含む。）をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> 個人にに関する情報であつて、次のいすれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（公社情報公開規程（平成13年公社規程第2号）第2条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) <u>個人識別符号</u> 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。次号において「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) <u>要配慮個人情報</u> 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>(2) <u>保有個人情報</u> 公社の職員（役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、公社の職員が組織的に利用するものとして、公社が保有しているものをいう。ただし、文書（公社情報公開規程（平成13年公社規程第2号）第2条に規定する文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(4) <u>保有個人情報</u> 公社の職員（役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、公社の職員が組織的に利用するものとして、公社が保有しているものをいう。ただし、文書（公社情報公開規程（平成13年公社規程第2号）第2条に規定する文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p>

- (3) 特定個人情報 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 保有特定個人情報 公社の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、文書に記録されているものに限る。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(5) 特定個人情報 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 公社の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、文書に記録されているものに限る。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

#### (利用目的の明示)

第6条 公社は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) 略

#### (思想等に関する情報の取得の制限)

第7条 公社は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。ただし、法令等の規定に基づく場合又は利用目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠く限りでない。

#### (利用目的の明示)

第6条 公社は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) 略

#### (思想等に関する情報の取得の制限)

第7条 公社は、要配慮個人情報のうち、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。ただし、法令等の規定に基づく場合又は利用目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

(個人情報取扱事務の登録)	(個人情報取扱事務の登録)
<p>第14条 公社は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。</p> <p>2 公社は、個人情報取扱事務を開始しようとするとときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>第14条 公社は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。</p> <p>2 公社は、個人情報取扱事務を開始しようとするとときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める事項</p>
(開示申出)	(開示申出)
<p>第15条 何人も、この規程の定めるところにより、公社に対し、公社の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を申し出ることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報においては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下この章において同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>第15条 何人も、この規程の定めるところにより、公社に対し、公社の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を申し出ることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報においては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下この章において同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p>
(開示請求の手続)	(開示申出の手続)
<p>第16条 開示申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を公社に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第16条 開示申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を公社に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
(保有個人情報の開示)	(保有個人情報の開示)
<p>第17条 公社は、開示申出があつたときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のい</p>	<p>第17条 公社は、開示申出があつたときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のい</p>

ずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 開示申出者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができる）又は開示申出者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することができないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略  
(4)～(7) 略

#### (部分開示)

第18条 公社は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示申出に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

ずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 開示申出者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができる）又は開示申出者以外の特定の個人を識別するもの又は開示申出者以外の特定の個人を識別することができないが、開示するこどにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略  
(4)～(7) 略

#### (部分開示)

第18条 公社は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示申出に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。